第十九改正 日本薬局方

資料No. 1-1

通則 生薬総則 製剤総則

1 通則

- 2 1 この日本薬局方を第十九改正日本薬局方と称し、その略名
- 3 は「日局十九」,「日局19」,「JP~XIX」又は「JP~19」と
- 4 する.
- 5 2 この日本薬局方の英名を「The Japanese Pharmacopoeia
- 6 Nineteenth Edition」とする.
- 7 3 日本薬局方の医薬品とは、医薬品各条に規定するものをい
- 8 う. その名称とは医薬品各条に掲げた日本名又は日本名別名
- 9 である.
- 10 また、医薬品各条においては、英名を掲げ、必要に応じて
- 11 化学名又はラテン名を掲げる.
- 12 4 生薬及びこれらを有効成分として含むエキス剤、散剤、チ
- 13 ンキ剤、シロップ剤、酒精剤、流エキス剤、坐剤などの製剤
- 14 (ただし、配合剤にあっては、これらを主たる有効成分とし
- 15 て含む製剤)を「生薬等」としてまとめ、医薬品各条の末尾
- 16 に配置する.
- 17 5 日本薬局方の医薬品の適否は、その医薬品各条の規定、通
- 18 則, 生薬総則, 製剤総則及び一般試験法の規定によって判定
- 19 する. ただし, 医薬品各条の規定中, 性状の項並びに製剤に
- 20 関する貯法及び有効期間の項は参考に供したもので、適否の
- 21 判定基準を示すものではない. なお, 生薬を主たる有効成分
- 22 として含む製剤に関する貯法の項の容器は適否の判定基準を
- 23 示す.
- 24 6 医薬品又は当該医薬品の製造に用いる医薬品が動物に由来
- 25 するものを原料として製造されるものであるときは、別に規
- 26 定する場合を除き、当該動物は、原則として、健康なもので
- 27 なければならない.
- 28 7 日本薬局方の医薬品は、その医薬品名の前後に「」を付
- 29 けて示す. ただし, 医薬品各条の表題, 製法中の処方, 生薬
- 30 総則及び製剤総則ではこれを付けない.
- 31 8 日本薬局方の医薬品名,又は物質名の次に()で分子式又
- 32 は組成式を付けたものは、化学的純物質を意味する. 日本薬
- 33 局方において用いる原子量は、2021年国際原子量表-原子
- 34 量表(2024)(日本化学会原子量専門委員会)による. ただし,
- 35 2021年国際原子量表において原子量が変動範囲で示される
- 36 元素の原子量は、2007年国際原子量表-原子量表(2010)(日
- 37 本化学会原子量専門委員会)による.
- 38 また、分子量は、小数第2位までとし、第3位を四捨五入
- 39 する.
- 40 9 日本薬局方における主な単位については、次の記号を用い
- 41 る.

| メートル | m | |
|----------|------------|--|
| センチメートル | cm | |
| ミリメートル | mm | |
| マイクロメートル | μm | |
| ナノメートル | nm | |
| キログラム | $_{ m kg}$ | |
| グラム | g | |
| ミリグラム | mg | |
| マイクログラム | μg | |
| | | |

| ナノグラム | ng |
|-------------------|-----------------------|
| ピコグラム | pg |
| セルシウス度 | $^{\circ}$ |
| モル | mol |
| ミリモル | mmol |
| 平方センチメートル | cm^2 |
| リットル | ${ m L}$ |
| ミリリットル | mL |
| マイクロリットル | μL |
| メガヘルツ | MHz |
| 毎センチメートル | cm^{-1} |
| ニュートン | N |
| キロパスカル | kPa |
| パスカル | Pa |
| パスカル秒 | Pa·s |
| ミリパスカル秒 | mPa·s |
| 平方ミリメートル毎秒 | mm^2/s |
| ルクス | lx |
| モル毎リットル | mol/L |
| ミリモル毎リットル | mmol/L |
| 質量百分率 | % |
| 質量百万分率 | ppm |
| 質量十億分率 | ppb |
| 体積百分率 | vol% |
| 体積百万分率 | vol ppm |
| 質量対容量百分率 | w/v% |
| マイクロジーメンス毎センチメートル | $\mu S \cdot cm^{-1}$ |
| エンドトキシン単位 | EU |
| コロニー形成単位 | CFU |
| | |

ただし、一般試験法の核磁気共鳴スペクトル測定法で用いるppmは化学シフトを示す。

44 また、w/v%は製剤の処方又は成分などを示す場合に用い45 る.

- 46 10 医薬品の力価を示すとき用いる単位は医薬品の量とみなす.
- 47 通例、一定の生物学的作用を現す一定の標準品量で示され、
- 48 医薬品の種類によって異なる. 単位は原則として生物学的方
- 49 法によってそれぞれの標準品と比較して定める. 日本薬局方
- 50 医薬品において単位とは日本薬局方単位を示す.

42

- 51 11 医薬品各条の試験において「別に規定する」とあるのは、
- 52 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関
- 53 する法律に基づく承認の際に規定することを示す.
- 54 12 品質確保の観点から、必要に応じて、規格に加え、製造過
- 55 程において留意すべき要件を医薬品各条の製造要件の項に示
- 56 す. 当該要件には、原料・資材、製造工程及び中間体の管理
- 57 に関する要件のほか、工程内試験に関する要件や出荷時の試
- 58 験の省略に関する要件が含まれる.この項に記される要件は、
- 59 通常開発段階で製法を確立する間で得られた知見、製造工程
- 60 における管理、出荷時の試験等によって確認される. なお、
- 61 医薬品各条において製造要件の項がないものについても,
- 62 個々の医薬品において、適切な原料・資材、製造工程及び中
- 63 間体の管理に留意することは重要である.
- 64 13 製造工程のバリデーション及び適切な工程管理と品質管理
- 65 の試験検査に関する記録により、その品質が日本薬局方に適 66 合することが恒常的に保証される場合には、出荷時の検査に
- 67 おいて、必要に応じて各条の規格の一部について試験の実施

- を省略できる. さらに、適切であれば、工程内試験結果と工 68
- 程パラメーターに係るデータを含め、工程内データに基づき 69
- 最終製品(原薬又は製剤)の品質評価を実施し、これをもって 70
- 規格試験あるいはその実施に代えることができる. 71
- 14 日本薬局方に規定する試験法に代わる方法で、それが規定 72
- 73 の方法以上の真度及び精度がある場合は、その方法を用いる
- 74ことができる. ただし、その結果について疑いのある場合は、
- 75 規定の方法で最終の判定を行う.
- 15 生物学的な試験法の規定は、試験の本質に影響のない限り 76
- 試験方法の細部については変更することができる. 77
- 78 16 試験又は貯蔵に用いる温度は、原則として、具体的な数値
- で記載する. ただし, 以下の記述を用いることができる. 79
- 標準温度は20°C、常温は $15 \sim 25$ °C、室温は $1 \sim 30$ °C、微 80 温は30 ~ 40 Cとする. 冷所は、別に規定するもののほか、 81
- 82 $1 \sim 15$ ℃の場所とする.
- 冷水は10℃以下, 微温湯は $30 \sim 40$ ℃, 温湯は $60 \sim 70$ ℃, 83
- 熱湯は約100℃の水とする. 84
- 加熱した溶媒又は熱溶媒とは、その溶媒の沸点付近の温度 85
- 86 に熱したものをいい, 加温した溶媒又は温溶媒とは, 通例,
- 87 60 ~ 70℃に熱したものをいう. 水浴上又は水浴中で加熱す
- 88 るとは、別に規定するもののほか、沸騰している水浴又は約
- 89 100℃の蒸気浴を用いて加熱することである.
- 通例,冷浸は $15 \sim 25$ °C,温浸は $35 \sim 45$ °Cで行う. 90
- 91 17 滴数を量るには、20℃において水20滴を滴加するとき、
- 92 その質量が $0.90 \sim 1.10 \, \text{g}$ となるような器具を用いる.
- 18 減圧は、別に規定するもののほか、2.0 kPa以下とする. 93
- 19 液性を酸性,アルカリ性又は中性として示した場合は,別 94
- に規定するもののほか、リトマス紙を用いて検する. 液性を 95
- 詳しく示すにはpH値を用いる. 96
- 20 医薬品の切度及び粉末度の名称は次による.

| ふるい番号 | 左のふるいを |
|---------------|----------|
| (ふるいの呼び寸法) | 通ったものの名称 |
| 4号(4750 μm) | 粗切 |
| 6.5号(2800 µm) | 中切 |
| 8.6号(2000 µm) | 細切 |
| 18号(850 μm) | 粗末 |
| 50号(300 μm) | 中末 |
| 100号(150 µm) | 細末 |
| 200号(75 μm) | 微末 |

- 21 医薬品等の試験に用いる水は、試験を妨害する物質を含ま ないなど、試験を行うのに適した水とする. 99
- 22 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないも 100 のは水溶液を示す. 101
- 23 溶液の濃度を(1→3), (1→10), (1→100)などで示したも 102
- 103 のは、 固形の薬品は1 g、 液状の薬品は1 mLを溶媒に溶かし
- 104 て全量をそれぞれ3 mL, 10 mL, 100 mLなどとする割合を
- 示す、また、混液を(10:1)又は(5:3:1)などで示したもの 105
- は、液状薬品の10容量と1容量の混液又は5容量と3容量と1 106
- 107 容量の混液などを示す.
- 108 24 質量を「精密に量る」とは、量るべき最小位を考慮し、
- 109 0.1 mg, 10 μg, 1 μg又は0.1 μgまで量ることを意味し、ま
- た, 質量を「正確に量る」とは, 指示された数値の質量をそ 110
- 111 の桁数まで量ることを意味する.
- 112 **25** 医薬品の試験において, n桁の数値を得るには, 通例, (n

- +1)桁まで数値を求めた後, (n+1)桁目の数値を四捨五入す 113 114
- 115 26 医薬品の試験は、別に規定するもののほか常温で行い、操 作直後に観察するものとする. ただし、温度の影響のあるも 116 のの判定は、標準温度における状態を基準とする. 117
- 118 27 医薬品の試験の操作において、「直ちに」とあるのは、通 例,前の操作の終了から30秒以内に次の操作を開始するこ 119 120 とを意味する.
- 28 性状の項において、白色と記載したものは白色又はほとん 121 ど白色、無色と記載したものは無色又はほとんど無色を示す ものである. 色調を試験するには、別に規定するもののほか、 固形の医薬品はその1 gを白紙上又は白紙上に置いた時計皿 にとり、観察する. 液状の医薬品は内径15 mmの無色の試 験管に入れ、白色の背景を用い、液層を30 mmとして観察 する. 液状の医薬品の澄明性を試験するには、黒色又は白色 の背景を用い、前記の方法を準用する. 液状の医薬品の蛍光 を観察するには、黒色の背景を用い、白色の背景は用いない.
- 130 29 性状の項において、無臭又はにおいがないと記載したもの 131 は、においがないか、又はほとんどにおいがないことを示す ものである. においを試験するには、別に規定するもののほ 132 133 か, 固形の医薬品1 g又は液状の医薬品1 mLをビーカーにと 134 り、行う.
- 135 30 性状の項において、溶解性を示す用語は次による.溶解性 136 は、別に規定するもののほか、医薬品を固形の場合は粉末と した後,溶媒中に入れ,20±5℃で5分ごとに強く30秒間振 137 り混ぜるとき、30分以内に溶ける度合をいう. 138

| 用語 | 溶質1g又は1mLを 溶かすに要する溶媒量 | |
|----------|--------------------------|------------|
| 極めて溶けやすい | III / L X / GII/KI | 1 mL 未満 |
| 溶けやすい | 1 mL以上 | 10 mL 未満 |
| やや溶けやすい | 10 mL以上 | 30 mL 未満 |
| やや溶けにくい | 30 mL以上 | 100 mL 未満 |
| 溶けにくい | 100 mL以上 | 1000 mL 未満 |
| 極めて溶けにくい | 1000 mL以上 1 | 0000 mL 未満 |
| ほとんど溶けない | 1 | 0000 mL以上 |

- 139 31 医薬品の試験において、医薬品が溶媒に溶け又は混和する 140 とは、澄明に溶けるか又は任意の割合で澄明に混和すること 141 を示し、繊維などを認めないか又は認めても極めて僅かであ 142
- 143 32 確認試験は、医薬品又は医薬品中に含有されている主成分 などを、その特性に基づいて確認するための試験である. 144
- 145 33 純度試験は、医薬品中の混在物を試験するために行うもの
- 定する試験でもあり、通例、その混在物の種類及びその量の 147

で, 医薬品各条のほかの試験項目と共に, 医薬品の純度を規

- 148 限度を規定する. この試験の対象となる混在物は、その医薬
- 品を製造する過程又は保存の間に混在を予想されるもの又は 149
- 有害な混在物例えば重金属、ヒ素などである。また、異物を 150
 - 用い又は加えることが予想される場合については、その試験
- 152 を行う.

146

151

122

123

124

125

126

127

128

- 153 34 日本薬局方の製剤は、原則として一般試験法の元素不純物 154 に係る規定に従って適切に管理を行う. また, 製剤, 原薬及
- 155 び添加剤などにおいて, 当該管理を行った場合には, 医薬品
- 各条などで規定された重金属, ヒ素など元素不純物の管理は 156
- 157要しない.

- 158 35 日本薬局方の医薬品は、医薬品各条において規定する場合
- 159 を除き、原則として一般試験法の残留溶媒に係る規定に従っ
- 160 て、適切に管理を行う.
- 161 36 医薬品への意図的な混入が報告されている有害物質につい
- 162 ては、必要に応じて、医薬品各条の意図的混入有害物質の項
- 163 に混入の有無の管理要件を示す. 当該物質は, 原料・資材,
- 164 製造工程、中間体又は最終製品の試験によって管理される.
- 165 その試験の要否や頻度等は、品質リスクマネジメントの一環
- 166 として構築される管理戦略に応じて、個々の医薬品において
- 167 別に規定する.
- 168 37 乾燥又は強熱するとき、恒量とは、別に規定するもののほ
- 169 か、引続き更に1時間乾燥又は強熱するとき、前後の秤量差
- 170 が前回に量った乾燥物又は強熱した残留物の質量の0.10%以
- 171 下であることを示し、生薬においては0.25%以下とする. た
- 172 だし, 秤量差が, 化学はかりを用いたとき0.5 mg以下, セ
- 173 ミミクロ化学はかりを用いたとき50 µg以下, ミクロ化学は
- 1月4 よりと思いました。 以下の担人は、帰見しておよ
- 174 かりを用いたとき5 µg以下の場合は、恒量とみなす.
- 175 38 定量法は、医薬品の組成、成分の含量、含有単位などを物 176 理的、化学的又は生物学的方法によって測定する試験法であ
- 177 る.
- 178 39 定量に供する試料の採取量に「約」を付けたものは、記載
- 179 された量の±10%の範囲をいう. ただし, 「精密に量る」
- 180 場合において、その-10%の範囲の採取により有効数字の
- 181 桁数が少なくなる場合には、±10%の範囲で要求される有
- 182 効数字の桁数を維持する方法で採取を行う. また, 試料につ
- 183 いて単に「乾燥し」とあるのは、その医薬品各条の乾燥減量
- 184 の項と同じ条件で乾燥することを示す.
- 185 40 医薬品各条の定量法で得られる成分含量の値について、単
- 186 にある%以上を示し、その上限を示さない場合は101.0%を
- 187 上限とする.
- 188 41 無菌とは、定められた方法で対象微生物が検出されないこ
- 189 とをいう. 滅菌とは、被滅菌物の中の全ての微生物を殺滅又
- 190 は除去することをいう. 無菌操作とは、無菌を維持するため
- 191 に管理された方法で行う操作をいう.
- 192 42 容器とは、医薬品を入れるもので、栓、蓋なども容器の一
- 193 部である. 容器は内容医薬品に規定された性状及び品質に対
- 194 して影響を与える物理的、化学的作用を及ぼさない.
- 195 43 密閉容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、
- 197 ことができる容器をいう.
- 198 密閉容器の規定がある場合には、気密容器を用いることが
- 199 できる.
- 200 44 気密容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、
- 201 固形又は液状の異物が侵入せず、内容医薬品の損失、風解、
- 202 潮解又は蒸発を防ぐことができる容器をいう.
- 203 気密容器の規定がある場合には、密封容器を用いることが
- 204 できる.
- 205 45 密封容器とは、通常の取扱い、運搬又は保存状態において、
- 206 気体の侵入しない容器をいう.
- 207 46 遮光とは,通常の取扱い,運搬又は保存状態において,内
- 208 容医薬品に規定された性状及び品質に対して影響を与える光
- 209 の透過を防ぎ、内容医薬品を光の影響から保護することがで
- 210 きることをいう.
- 211 47 日本薬局方の医薬品で、医薬品各条において表示量又は表

- 212 示単位の規定があるものについては、その含量又は含有単位 213 を、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない。
- 214 48 日本薬局方の医薬品で、医薬品各条において基原、数値、 215 物性等、特に表示するよう定められているものについては、
- 216 その表示を,直接の容器又は直接の被包に記載しなければな217 らない.
- 21849日本薬局方, 欧州薬局方(The European Pharmacopoeia)219及び米国薬局方(The United States Pharmacopeia) (以下220「三薬局方」という。)での調和合意に基づき規定した一般221試験法及び医薬品各条については、それぞれの冒頭にその旨

222

226

を記載する.

223 また、それぞれの一般試験法及び医薬品各条において三薬
 224 局方で調和されていない部分は「◆◆」又は「◇◇」で囲むこ
 225 とにより示す。

1 生薬総則

- 1 医薬品各条の生薬は、動植物の薬用とする部分、細胞内容 物,分泌物,抽出物又は鉱物などであり,生薬総則及び生薬 3 試験法を適用する生薬は次のとおりである. 4
- アカメガシワ、アセンヤク、アセンヤク末、アマチャ、ア 5 マチャ末, アラビアゴム, アラビアゴム末, アロエ, アロエ 6 7 末,アンソッコウ,イレイセン,インチンコウ,インヨウカ
- ク、ウイキョウ、ウイキョウ末、ウコン、ウコン末、ウヤク、 8
- 9 ウワウルシ、エイジツ、エイジツ末、エンゴサク、エンゴサ
- ク末, オウギ, オウゴン, オウゴン末, オウセイ, オウバク, 10
- 11 オウバク末, オウヒ, オウレン, オウレン末, オンジ, オン
- 12 ジ末, ガイヨウ, カゴソウ, カシュウ, ガジュツ, カッコウ,
- カッコン, カッセキ, カノコソウ, カノコソウ末, カロコン, 13
- カンキョウ, カンゾウ, カンゾウ末, カンテン, カンテン末, 14
- キキョウ、キキョウ末、キクカ、キササゲ、キジツ、キョウ 15
- カツ, キョウニン, クコシ, クジン, クジン末, ケイガイ, 16
- 17 ケイヒ,ケイヒ末,ケツメイシ,ケンゴシ,ゲンチアナ,ゲ
- ンチアナ末, ゲンノショウコ, ゲンノショウコ末, コウイ, 18
- コウカ、コウジン、コウブシ、コウブシ末、コウベイ、コウ 19
- 20 ボク, コウボク末, ゴオウ, ゴシツ, ゴシュユ, ゴボウシ,
- ゴマ, ゴミシ, コロンボ, コロンボ末, コンズランゴ, サイ 21
- 22 コ, サイシン, サフラン, サンキライ, サンキライ末, サン
- ザシ, サンシシ, サンシシ末, サンシュユ, サンショウ, サ 23
- ンショウ末, サンソウニン, サンヤク, サンヤク末, ジオウ. 24
- 25 シゴカ, ジコッピ, シコン, シツリシ, シャカンゾウ, シャ
- クヤク,シャクヤク末,ジャショウシ,シャゼンシ,シャゼ 26
- ンソウ, ジュウヤク, シュクシャ, シュクシャ末, ショウキ 27 ョウ,ショウキョウ末,ショウズク,ショウマ,シンイ,シ 28
- ンギ, セッコウ, セネガ, セネガ末, センキュウ, センキュ 29 30 ウ末, ゼンコ, センコツ, センソ, センナ, センナ末, セン
- 31 ブリ, センブリ末, ソウジュツ, ソウジュツ末, ソウハクヒ,
- ソボク, ソヨウ, ダイオウ, ダイオウ末, タイソウ, タクシ 32
- 33 ャ, タクシャ末, タンジン, チクセツニンジン, チクセツニ
- ンジン末, チモ, チョウジ, チョウジ末, チョウトウコウ, 34
- チョレイ、チョレイ末、チンピ、テンマ、テンモンドウ、ト 35
- ウガシ、トウガラシ、トウガラシ末、トウキ、トウキ末、ト 36
- ウジン, トウニン, トウニン末, トウヒ, ドクカツ, トコン, 37
- 38 トコン末、トチュウ、トラガント、トラガント末、ニガキ、
- ニガキ末, ニクジュヨウ, ニクズク, ニンジン, ニンジン末, 39
- ニンドウ, バイモ, バクガ, バクモンドウ, ハチミツ, ハッ 40
- カ,ハマボウフウ,ハンゲ,ビャクゴウ,ビャクシ,ビャク 41
- ジュツ, ビャクジュツ末, ビワヨウ, ビンロウジ, ブクリョ 42
- 43 ウ, ブクリョウ末, ブシ, ブシ末, ベラドンナコン, ヘンズ,
- 44 ボウイ, ボウコン, ボウフウ, ボクソク, ボタンピ, ボタン
- ピ末, ホミカ, ボレイ, ボレイ末, マオウ, マクリ, マシニ 45
- ン, モクツウ, モッコウ, ヤクチ, ヤクモソウ, ユウタン, 46
- ヨクイニン, ヨクイニン末, リュウガンニク, リュウコツ, 47リュウコツ末、リュウタン、リュウタン末、リョウキョウ、 48
- 49 レンギョウ, レンニク, ロジン, ロートコン, ローヤルゼリー.

- 50 2 生薬は、通例、全形生薬、切断生薬又は粉末生薬に分けて 取り扱う. 51
- 全形生薬は、その薬用とする部分などを乾燥し、又は簡単 52 53 な加工をしたもので, 医薬品各条に規定する.
- 切断生薬は,全形生薬を小片若しくは小塊に切断若しくは 54 55破砕したもの,又は粗切,中切若しくは細切したものであり,
- 56別に規定するもののほか,これを製するに用いた全形生薬の 57 規定を進用する.
- 粉末生薬は、全形又は切断生薬を粗末、中末、細末又は微 58 末としたものであり, 通例, 細末としたものについて医薬品 59 60 各条に規定する.
- 61 3 生薬は、別に規定するもののほか、乾燥品を用いる. 乾燥 は, 通例, 60℃以下で行う. 62
- 63 4 生薬の基原は適否の判定基準とする. 生薬の基原として, 「その他同属植物」, 「その他同属動物」, 「その他近縁植 64物」及び「その他近縁動物」などと記載するものは、通例、 65
- 同様の成分,薬効を有する生薬として用いられる原植物又は 66 原動物をいう. 67
- 68 5 生薬の性状の項は、その生薬の代表的な原植物又は原動物 69 に基づく生薬について、鏡検時の数値を含め、その判断基準
- 70 となる特徴的な要素を記載したものである. そのうち、色、
- 71 におい及び溶解性については、においを適否の判定基準とす ることを除き、通則の規定を準用する. また、味は適否の判 7273 定基準とする.
- 74 6 粉末生薬のうち、別に規定するものについては賦形剤を加 え, 含量又は力価を調節することができる. 75
- 76 7 粉末生薬は、これを製するに用いた全形又は切断生薬中に 含まれていない組織の破片、細胞、細胞内容物又はその他の 77異物を含まない. 78
- 79 8 生薬は、かび、昆虫又は他の動物による汚損物又は混在物 及びその他の異物をできるだけ除いたものであり、清潔かつ 80 81 衛生的に取り扱う.
- 82 9 生薬は、別に規定するもののほか、湿気及び虫害などを避 けて保存する. 虫害を防ぐため, 適当な薫蒸剤を加えて保存 83 することができる. ただし, この薫蒸剤は常温で揮散しやす 84 く, その生薬の投与量において無害でなければならない. ま 85 た, その生薬の治療効果を障害し, 又は試験に支障をきたす 86 87 ものであってはならない.
- 88 10 生薬に用いる容器は、別に規定するもののほか、密閉容器 89 とする.

1 製剤総則

2 [1] 製剤通則

- 3 (1) 製剤通則は、製剤全般に共通する事項を記載する.
- 4 (2) 剤形は,[3]製剤各条において,主に投与経路及び適用
- 5 部位別に分類し、更に製剤の形状、機能、特性から細分類する.
- 6 なお、主として生薬を原料とする製剤は、[4]生薬関連製剤
- 7 各条に記載する.
- 8 (3) 製剤各条及び生薬関連製剤各条は、広く、一般に用いら
- 9 れている剤形を示したものであり、これら以外の剤形について
- 10 も、必要に応じて、適切な剤形とすることができる. 例えば、
- 11 投与経路と製剤各条の剤形名などを組み合わせることにより、
- 12 形状又は用途などに適した剤形名を使用することができる.
- 13 (4) 製剤各条及び生薬関連製剤各条においては、剤形に応じ
- 14 た製剤特性を規定する. 製剤特性は、適切な試験により確認す
- 15 る.
- 16 (5) 製剤には、薬効の発現時間の調節や副作用の低減を図る
- 17 目的で、有効成分の放出速度を調節する機能を付与することが
- 18 できる. 放出速度を調節した製剤は、適切な放出特性を有する.
- 19 また、放出速度を調節した製剤に添付する文書及びその直接
- 20 の容器又は直接の被包には、通例、付与した機能に対応した記
- 21 載を行う.
- 22 (6) 添加剤は、製剤に含まれる有効成分以外の物質で、有効
- 23 成分及び製剤の有用性を高める、製剤化を容易にする、品質の
- 24 安定化を図る、又は使用性を向上させるなどの目的で用いられ
- 25 る. 製剤には、必要に応じて、適切な添加剤を加えることがで
- 26 きる. ただし、用いる添加剤はその製剤の投与量において薬理
- 27 作用を示さず、無害でなければならない. また、添加剤は有効
- 28 成分の治療効果を妨げるものであってはならない.
- 29 (7) 製剤の製造などに用いられる精製水は「精製水」及び
- 30 「精製水(容器入り)」を示し、注射用水は「注射用水」及び
- 31 「注射用水(容器入り)」を示す.
- 32 製剤に用いる植物油とは、医薬品各条に収載する植物性脂肪
- 33 油中, 通例, 食用に供するものをいう. また, 単にデンプンと
- 34 記載するときは、別に規定するもののほか、医薬品各条に収載
- 35 する各種デンプンのいずれを用いてもよい.
- 36 なお、vol%を規定したエタノールとは、エタノールをとり、
- 37 精製水又は注射用水を加え、規定のvol%に調整したものであ
- 38 る.
- 39 (8) 無菌製剤とは、無菌であることを検証した製剤である.
- 40 無菌製剤の基本的な製造法には、最終滅菌法と無菌操作法が
- 41 ある.
- 42 最終滅菌法は、製剤を容器に充填した後、滅菌する方法をい
- 43 う. 本製造法では、滅菌後の微生物の死滅を定量的に測定又は
- 44 推測し,通例,適切な滅菌指標体を用いるなどして,10⁶以下
- 45 の無菌性保証水準を担保する条件において行う.
- 46 無菌操作法は、微生物の混入リスクを適切に管理する方法で、
- 47 原料段階又はろ過滅菌後から、一連の無菌工程により製剤を製
- 48 造する方法をいう. 本製造法は, 通例, あらかじめ使用する全
- 49 ての器具及び材料を滅菌した後、環境微生物及び微粒子が適切

- 50 に管理された清浄区域内において、適切な操作法を用いて一定
- 51 の無菌性保証が得られる条件で行う.
- 52 (9) 非無菌製剤であっても、微生物による汚染や増殖を避け、
- 53 必要に応じて、微生物限度試験法 〈4.05〉 又は生薬及び生薬を
- 54 主たる原料とする製剤の微生物限度試験法 (5.02) を適用する.
- 55 (10) 製剤均一性試験法のうちの含量均一性試験及び溶出試験 56 法は、生薬又は生薬関連製剤を原料とする製剤中の生薬成分に
- 57 は適用されない.
- 58 (11) 製剤は、別に規定するもののほか、室温で保存する. 製
- 59 剤の品質に光が影響を与える場合, 遮光して保存する.

1 [2] 製剤包装通則

- 2 (1) 製剤包装通則は、容器、被包などを用いた製剤包装の原
- 3 則及び包装適格性に係る基本的な事項を示すものである.
- 4 (2) 製剤包装の原則
- 5 製剤包装は、有効期間にわたって規定される製剤の品質規格
- 6 を保証できるよう、その適格性を開発段階で十分に検討するこ
- 7 とが重要である. 製剤特性に応じた包装適格性の検討の結果に
- 8 基づき、最終製品の規格及び試験方法、工程内試験、並びに製
- 9 剤包装に用いる資材の評価等、品質を適切に管理するための項
- 10 目を設定する. 項目の適切性は、製剤の安定性試験により最終
- 11 的に確認される.
- 12 製剤包装の変更に際しては、上記の項目について検討を行う
- 13 必要がある.
- 14 また、包装の予期せぬ変化が、製剤の品質に影響を及ぼして
- 15 いないか確認するために、適切な試験を行う必要がある.
- 16 (3) 包装適格性(Packaging suitability)
- 17 包装適格性には、製剤の保護(protection)、製剤と包装の適
- 18 合性(compatibility), 包装に用いる資材の安全性(safety)及び
- 19 投与時の付加的な機能(performance)の要素が含まれる.
- 20 包装は、その製剤特性に応じて、防湿性、遮光性、気体及び
- 21 微生物に対するバリア機能,並びに輸送時等の衝撃に対する保
- 22 護性能を持つ(保護).
- 23 包装は、製剤と物理的、化学的な相互作用を起こさない形状、
- 24 材料から構成される(適合性).
- 25 包装は、その構成成分及び不純物の製剤への溶出量、移行量
- 26 が安全性の見地から十分に低い材料から構成される(安全性).
- 27 包装の性能には、単純に製剤を保護するだけではなく、患者
- 28 の服薬遵守の向上、使いやすさなどが含まれる. また、誤飲防
- 29 止等の患者の安全性確保,医療従事者の安全性向上の機能など
- 30 を付与することができる(機能).
- 31 包装適格性は、一般試験法収載の試験法、製剤の剤形及び特
- 32 性に応じた適切な手法等に基づき検討する. 包装適格性の評価
- 33 に使用された試験法等に基づき、品質を適切に管理するための
- 34 項目を設定する.
- 35 注射剤の包装設計においては、注射用ガラス容器試験法
- 36 〈7.01〉, プラスチック製医薬品容器試験法〈7.02〉, 輸液用ゴ
- 37 厶栓試験法〈7.03〉,容器完全性試験,光安定性試験,製剤各
- 38 条の記述などから適切なものを選択し、包装適格性を検討する.
- 39 用いた包装適格性の手法に基づき、品質を適切に管理するため
- 40 の項目を設定する.

1 [3] 製剤各条

- 2 (1) 製剤各条は、剤形の定義、製法、試験法、容器、包装及
- 3 び貯法を示すものである.
- 4 (2) 製剤各条における試験法に関する記述は基本的な要求事
- 5 項であり、また、製法は一般的な製法を示したものである.
- 6 (3) 分包品とは、一回使用量ずつ包装したものである.

7 1. 経口投与する製剤

8 Preparations for Oral Administration

- 9 (1) 経口投与する即放性製剤は、製剤からの有効成分の放出
- 10 性を特に調節していない製剤で、通例、有効成分の溶解性に応
- 11 じた溶出挙動を示す.
- 12 (2) 経口投与する放出調節製剤は、固有の製剤設計及び製法
- 13 により放出性を目的に合わせて調節した製剤で、腸溶性製剤、
- 14 徐放性製剤などが含まれる.
- 15 (i) 腸溶性製剤
- 16 腸溶性製剤は、有効成分の胃内での分解を防ぐ、又は有効
- 17 成分の胃に対する刺激作用を低減させるなどの目的で,有効
- 18 成分を胃内で放出せず、主として小腸内で放出するよう設計
- 19 された製剤である. 本剤を製するには, 通例, 酸不溶性の腸
- 20 溶性基剤を用いて皮膜を施す.腸溶性製剤は,有効成分の放
- 21 出開始時間を遅らせた放出調節製剤である放出遅延製剤に含
- 21 国所が所向を任うせた成田嗣郎表別である成田建建表別に自
- 22 まれる.
- 23 (ii) 徐放性製剤
- 24 徐放性製剤は、投与回数の減少又は副作用の低減を図るな
- 25 どの目的で、製剤からの有効成分の放出速度、放出時間、放
- 26 出部位を調節した製剤である. 本剤を製するには, 通例, 適
- 27 切な徐放化剤を用いる.
- 28 (3) 経口投与する製剤のうち、カプセル剤、顆粒剤及び錠剤
- 29 などでは、服用を容易にする、又は有効成分の分解を防ぐなど
- 30 の目的で、糖類又は糖アルコール類、高分子化合物など適切な
- 31 コーティング剤で剤皮を施すことができる.

32 1.1. 錠剤

33 Tablets

- 34 (1) 錠剤は、経口投与する一定の形状の固形の製剤である.
- 35 本剤には、口腔内崩壊錠、チュアブル錠、発泡錠、分散錠及
- 36 び溶解錠が含まれる.
- 37 (2) 本剤を製するには,通例,次の方法による. また,適切
- 38 な方法により、腸溶錠又は徐放錠とすることができる.
- 39 (i) 有効成分に賦形剤, 結合剤, 崩壊剤などの添加剤を加
- 40 えて混和して均質とし、水又は結合剤を含む溶液を用いて適
- 41 切な方法で粒状とした後、滑沢剤などを加えて混和し、圧縮
- 42 成形する.
- 43 (ii) 有効成分に賦形剤, 結合剤, 崩壊剤などの添加剤を加
- 44 えて混和して均質としたものを,直接圧縮成形して製するか,
- 45 又はあらかじめ添加剤で製した顆粒に有効成分及び滑沢剤な
- 46 どを加えて混和して均質とした後、圧縮成形する.
- 47 (iii) 有効成分に賦形剤,結合剤などの添加剤を加えて混和

- 48 して均質とし、溶媒で湿潤させた練合物を一定の形状に成形
- 49 した後、又は練合物を一定の型に流し込んで成形した後、適
- 50 切な方法で乾燥する.
- 51 (iv) 素錠は,通例,(i),(ii)又は(iii)により製する.
- 52 (v) フィルムコーティング錠は, 通例, 素錠に高分子化合
- 53 物などの適切なコーティング剤で薄く剤皮を施して製する.
- 54 (vi) 糖衣錠は,通例,素錠に糖類又は糖アルコールを含む
- 55 コーティング剤で剤皮を施して製する.
 - (vii) 多層錠は、適切な方法により、組成の異なる粉粒体を
- 57 層状に積み重ねて圧縮成形して製する.
 - (viii) 有核錠は、内核錠を組成の異なる外層で覆って製する.
- 59 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 60 (6.02) に適合する.

58

- 61 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 62 又は崩壊試験法 (6.09) に適合する. ただし, 発泡錠のうち有
- 63 効成分を溶解させる製剤及び溶解錠には適用しない.
- 64 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 65 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 66 は防湿性の包装を施す.

67 1.1.1. 口腔内崩壊錠

68 Orally Disintegrating Tablets/Orodispersible

69 Tablets

- 70 (1) 口腔内崩壊錠は、口腔内で速やかに溶解又は崩壊させて
- 71 服用できる錠剤である.
- 72 (2) 本剤は、適切な崩壊性を有する.

73 1.1.2. チュアブル錠

74 Chewable Tablets

- 5 (1) チュアブル錠は、咀嚼して服用する錠剤である.
- 76 (2) 本剤は、服用時の窒息を防止できる形状とする.

77 1.1.3. 発泡錠

78 Effervescent Tablets

- 79 (1) 発泡錠は、水中で急速に発泡しながら溶解又は分散する
- 80 錠剤である
- 81 (2) 本剤を製するには,通例,適切な酸性物質,及び炭酸塩
- 82 又は炭酸水素塩を用いる.

83 1.1.4. 分散錠

84 Dispersible Tablets

- 85 (1) 分散錠は、水に分散して服用する錠剤である.
- 86 1.1.5. 溶解錠

87 Soluble Tablets

88 (1) 溶解錠は、水に溶解して服用する錠剤である.

89 1.2. カプセル剤

90 Capsules

- 91 (1) カプセル剤は、経口投与する、カプセルに充填又はカプ
- 92 セル基剤で被包成形した製剤である.
- 93 本剤には、硬カプセル剤及び軟カプセル剤がある.
- 94 (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による. また、適切

- 95 な方法により腸溶性カプセル剤又は徐放性カプセル剤とするこ
- 96 とができる. カプセル基剤に着色剤, 保存剤などを加えること
- 97 ができる.
- 98 (i) 硬カプセル剤
- 99 硬カプセル剤は、有効成分に賦形剤などの添加剤を加えて
- 100 混和して均質としたもの、又は適切な方法で粒状若しくは成
- 101 形物としたものを、カプセルにそのまま又は軽く成形して充
- 102 塡して製する.
- 103 (ii) 軟カプセル剤
- 104 軟カプセル剤は、有効成分に添加剤を加えたものを、グリ
- 105 セリン又はD-ソルビトールなどを加えて塑性を増したゼラ
- 106 チンなどの適切なカプセル基剤で、一定の形状に被包成形し
- 107 て製する.
- 108 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 109 〈6.02〉に適合する.
- 110 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 111 又は崩壊試験法 (6.09) に適合する.
- 112 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 113 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 114 は防湿性の包装を施す.

115 1.3. 顆粒剤

116 **Granules**

- 117 (1) 顆粒剤は、経口投与する粒状に造粒した製剤である.
- 118 本剤には、発泡顆粒剤が含まれる.
- 119 (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による. 必要に応じ
- 120 て、剤皮を施す、また、適切な方法により、徐放性顆粒剤又は
- 121 腸溶性顆粒剤とすることができる.
- 122 (i) 粉末状の有効成分に賦形剤, 結合剤, 崩壊剤又はその
- 123 ほかの添加剤を加えて混和して均質にした後、適切な方法に
- 124 より粒状とする.
- 125 (ii) あらかじめ粒状に製した有効成分に賦形剤などの添加
- 126 剤を加えて混和し、均質とする.
- 127 (iii) あらかじめ粒状に製した有効成分に賦形剤などの添加
- 128 剤を加えて混和し、適切な方法により粒状とする.
- 129 (3) 製剤の粒度の試験法 ⟨6.03⟩ を行うとき, 18号(850 μm)
- 130 ふるいを全量通過し、30号(500 µm)ふるいに残留するものは
- 131 全量の10%以下のものを細粒剤と称することができる.
- 132 (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
- 133 試験法 (6.02) に適合する.
- 134 (5) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 135 又は崩壊試験法 (6.09) に適合する.
- 136 ただし、発泡顆粒剤のうち溶解させる製剤には適用しない.
- 137 また, 製剤の粒度の試験法 (6.03) に準じてふるうとき, 30号
- 138 $(500 \mu m)$ ふるいに残留するものが10%以下のものには崩壊試
- 139 験法を適用しない.
- 140 (6) 本剤のうち、微粒状に造粒したもの(製剤の粒度の試験
- 141 法 $\langle 6.03 \rangle$ を行うとき、18号(850 μ m)ふるいを全量通過し、30
- 142 号(500 μm)ふるいに残留するものは全量の5%以下のもの)を散
- 143 剤と称することができる.
- 144 (7) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 145 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 146 は防湿性の包装を施す.

147 1.3.1. 発泡顆粒剤

148 Effervescent Granules

- 149 (1) 発泡顆粒剤は、水中で急速に発泡しながら溶解又は分散
- 150 する顆粒剤である.
- 151 (2) 本剤を製するには、通例、適切な酸性物質、及び炭酸塩
- 152 又は炭酸水素塩を用いる.

153 1.4. 散剤

154 Powders

- 155 (1) 散剤は、経口投与する粉末状の製剤である.
- 156 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に賦形剤又はそのほ
- 157 かの添加剤を加えて混和して均質とする.
- 158 (3) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
 - 59 試験法 (6.02) に適合する.
- 160 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 161 に適合する.
- 162 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 163 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 164 は防湿性の包装を施す.

165 1.5. 経口液剤

166 Liquids and Solutions for Oral Administration

- 167 (1) 経口液剤は、経口投与する、液状又は流動性のある粘稠
- 168 なゲル状の製剤である.
- 169 本剤には、エリキシル剤、懸濁剤、乳剤及びリモナーデ剤が
- 170 含まれる.
- 171 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤及び精製水
- 172 を加え、混和して均質に溶解、又は乳化若しくは懸濁し、必要
- 173 に応じて, ろ過する.
- 174 (3) 本剤のうち変質しやすいものは、用時調製する.
- 175 (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
- 176 試験法 (6.02) に適合する.
- 177 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 178 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 179 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

180 1.5.1. エリキシル剤

181 Elixirs

- 182 (1) エリキシル剤は、甘味及び芳香のあるエタノールを含む
- 183 澄明な液状の経口液剤である.
- 184 (2) 本剤を製するには、通例、固形の有効成分又はその浸出
- 185 液にエタノール,精製水,着香剤及び白糖,そのほかの糖類又
- 186 は甘味剤を加えて溶かし、ろ過又はそのほかの方法によって澄
- 187 明な液とする.

188 1.5.2. 懸濁剤

189 Suspensions

- 190 (1) 懸濁剤は,有効成分を微細均質に懸濁した経口液剤であ
- 191 る
- 192 (2) 本剤を製するには、通例、固形の有効成分に懸濁化剤又
- 193 はそのほかの添加剤と精製水又は油を加え、適切な方法で懸濁

- 194 し、全体を均質とする.
- 195 (3) 本剤は、必要に応じて、用時混和して均質とする.
- 196 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 197 に適合する.
- 198 1.5.3. 乳剤
- 199 Emulsions
- 200 (1) 乳剤は、有効成分を微細均質に乳化した経口液剤である.
- 201 (2) 本剤を製するには、通例、液状の有効成分に乳化剤と精
- 202 製水を加え、適切な方法で乳化し、全体を均質とする.
- 203 (3) 本剤は、必要に応じて、用時混和して均質とする.
- 204 1.5.4. リモナーデ剤
- 205 Lemonades
- 206 (1) リモナーデ剤は、甘味及び酸味のある澄明な液状の経口
- 207 液剤である.
- 208 1.6. シロップ剤
- 209 Syrups
- 210 (1) シロップ剤は、経口投与する、糖類又は甘味剤を含む粘
- 211 稠性のある液状又は固形の製剤である.
- 212 本剤には、シロップ用剤が含まれる.
- 213 (2) 本剤を製するには、通例、白糖、そのほかの糖類若しく
- 214 は甘味剤の溶液又は単シロップに有効成分を加えて溶解,混和,
- 215 懸濁又は乳化し、必要に応じて、混液を煮沸した後、熱時ろ過
- 216 する.
- 217 (3) 本剤のうち変質しやすいものは、用時調製する.
- 218 (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
- 219 試験法 (6.02) に適合する.
- 220 (5) 本剤のうち懸濁した製剤は、別に規定するもののほか、
- 221 溶出試験法 (6.10) に適合する.
- 222 (6) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 223 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 224 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.
- 225 1.6.1. シロップ用剤
- 226 Preparations for Syrups
- 227 (1) シロップ用剤は、水を加えるとき、シロップ剤となる顆
- 228 粒状又は粉末状の製剤である. ドライシロップ剤と称すること
- 229 ができる.
- 230 (2) 本剤を製するには、通例、糖類又は甘味剤を用いて
- 231 「1.3.顆粒剤」又は「1.4.散剤」の製法に準じる.
- 232 (3) 本剤は、通例、用時溶解又は用時懸濁して用いる.
- 233 (4) 本剤のうち用時溶解して用いる製剤以外は、別に規定す
- 234 るもののほか、溶出試験法 (6.10) 又は崩壊試験法 (6.09) に適
- 235 合する. ただし, 製剤の粒度の試験法 (6.03) に準じてふるう
- 236 とき, 30号(500 μm)ふるいに残留するものが10%以下のもの
- 237 には崩壊試験法を適用しない.
- 238 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 239 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 240 は防湿性の包装を施す.

241 1.7. 経口ゼリー剤

242 Jellies for Oral Administration

- 243 (1) 経口ゼリー剤は、経口投与する、流動性のない成形した
- 244 ゲル状の製剤である.
- 245 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤及び高分子
- 246 ゲル基剤を加えて混和し、適切な方法でゲル化させ一定の形状
- 247 に成形する.
- 248 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 249 〈6.02〉に適合する.
- 250 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 (6.10)
- 251 に適合する. 又は適切な崩壊性を有する.
- 252 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 253 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 254 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

255 1.8. 経口フィルム剤

256 Films for Oral Administration

- 257 (1) 経口フィルム剤は、経口投与するフィルム状の製剤であ
- 258 る
- 259 (2) 本剤を製するには、通例、水溶性高分子とその他の添加
- 260 剤の混合物を基剤として、有効成分と基剤を含む溶液を展延し、
- 261 乾燥,又は混合物を融解成形する.また,適切な方法により,
- 262 組成の異なる添加剤を層状に積み重ねることができる.
- 263 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 264 〈6.02〉に適合する.
- 265 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、溶出試験法 〈6.10〉
- 266 に適合する. 又は適切な崩壊性を有する.
- 267 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製品の品
- 268 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 269 は防湿性の包装を施す.

270 1.8.1. 口腔内崩壊フィルム剤

271 Orally Disintegrating Films

- 272 (1) 口腔内崩壊フィルム剤は、口腔内で速やかに溶解又は崩
- 273 壊させて服用する経口フィルム剤である.
- 274 (2) 本剤は,適切な崩壊性を有する.

275 2. 口腔内に適用する製剤

276 Preparations for Oro-mucosal Application

277 2.1. 口腔用錠剤

278 Tablets for Oro-mucosal Application

- 279 (1) 口腔用錠剤は、口腔内に適用する一定の形状の固形の製
- 280 剤である.
- 281 本剤には、トローチ剤、舌下錠、バッカル錠、付着錠及びガ
- 282 ム剤が含まれる.
- 283 (2) 本剤を製するには,「1.1.錠剤」の製法に準じる.
- 284 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 285 (602) に適合する.
- 286 (4) 本剤は、適切な溶出性又は崩壊性を有する.
- 287 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品

- 288 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 289 は防湿性の包装を施す.
- 290 2.1.1. トローチ剤
- 291 Troches/Lozenges
- 292 (1) トローチ剤は、口腔内で徐々に溶解又は崩壊させ、口腔、
- 293 咽頭などの局所に適用する口腔用錠剤である.
- 294 (2) 本剤は、服用時の窒息を防止できる形状とする.
- 295 2.1.2. 舌下錠
- 296 Sublingual Tablets
- 297 (1) 舌下錠は、有効成分を舌下で速やかに溶解させ、口腔粘
- 298 膜から吸収させる口腔用錠剤である.
- 299 2.1.3. バッカル錠
- 300 Buccal Tablets
- 301 (1) バッカル錠は、有効成分を臼歯と頬の間で徐々に溶解さ
- 302 せ、口腔粘膜から吸収させる口腔用錠剤である.
- 303 2.1.4. 付着錠
- 304 Mucoadhesive Tablets
- 305 (1) 付着錠は、口腔粘膜に付着させて用いる口腔用錠剤であ
- 306 る
- 307 (2) 本剤を製するには、通例、ハイドロゲルを形成する親水
- 308 性高分子化合物を用いる.
- 309 2.1.5. ガム剤
- 310 Medicated Chewing Gums
- 311 (1) ガム剤は、咀嚼により、有効成分を放出する口腔用錠剤
- 312 である.
- 313 (2) 本剤を製するには、通例、植物性樹脂、熱可塑性樹脂及
- 314 びエラストマーなどの適切な物質をガム基剤として用いる.
- 315 2.2. 口腔用液剤
- 316 Liquids and Solutions for Oro-mucosal Application
- 317 (1) 口腔用液剤は、口腔内に適用する液状又は流動性のある
- 318 粘稠なゲル状の製剤である.
- 319 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤及び精製水
- 320 又は適当な溶剤を加え、混和して均質に溶解、又は乳化若しく
- 321 は懸濁し、必要に応じてろ過する.
- 322 (3) 本剤のうち変質しやすいものは、用時調製する.
- 323 (4) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
- 324 試験法 (6.02) に適合する.
- 325 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 326 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 327 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.
- 328 2.2.1. 含嗽剤
- 329 Preparations for Gargles
- 330 (1) 含嗽剤は、うがいのために口腔、咽頭などの局所に適用
- 331 する液状の製剤である. 本剤には、用時溶解する固形の製剤が
- 332 含まれる.
- 333 (2) 用時溶解する固形の製剤の場合は,「1.1.錠剤」,

- 334 「1.3.顆粒剤」などの製法に準じる.
- 335 2.3. 口腔用スプレー剤
- 336 Sprays for Oro-mucosal Application
- 337 (1) 口腔用スプレー剤は、口腔内に適用する、有効成分を霧
- 338 状, 粉末状, 泡沫状又はペースト状などとして噴霧する製剤で
- 339 ある.
- 340 (2) 本剤を製するには,通例,次の方法による.
- 341 (i) 溶剤などに有効成分及び添加剤を溶解又は懸濁させ,
- 342 必要に応じて、ろ過した後、液化ガス又は圧縮ガスと共に容
- 343 器に充塡する.
- 344 (ii) 有効成分及び添加剤を用いて溶液又は懸濁液を調製し,
- 345 容器に充塡後、スプレー用ポンプを装着する.
- 346 (3) 本剤のうちの定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほ
- 347 か、適切な噴霧量の均一性を有する.
- 348 (4) 本剤に用いる容器は、通例、耐圧性の密封容器、又は気
- 349 密容器とする.
- 350 2.4. 口腔用半固形剤
- 351 Semi-solid Preparations for Oro-mucosal
- 352 Application
- 353 (1) 口腔用半固形剤は口腔粘膜に適用する製剤であり、クリ
- 354 ーム剤、ゲル剤又は軟膏剤がある.
- 355 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を添加剤と共に精製
- 356 水及びワセリンなどの油性成分で乳化するか、又は高分子ゲル
- 357 若しくは油脂を基剤として有効成分及び添加剤と共に混和して
- 358 均質とする.
- 359 (i) 口腔用クリーム剤は、「11.5.クリーム剤」の製法に準
- 360 じる

- 361 (ii) 口腔用ゲル剤は、「11.6.ゲル剤」の製法に準じる.
 - (iii) 口腔用軟膏剤は,「11.4.軟膏剤」の製法に準じる.
- 363 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- 364 (3) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を
- 365 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 366 (4) 本剤は、口腔粘膜に適用する上で適切な粘性を有する.
- 367 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 368 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 369 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.
- 370 3. 注射により投与する製剤
- 371 Preparations for Injection
- 372 3.1. 注射剤
- 373 Injections
- 374 (1) 注射剤は、皮下、筋肉内又は血管などの体内組織・器官
- 375 に直接投与する,通例,溶液,懸濁液若しくは乳濁液,又は用
- 376 時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の無菌製剤である.
- 377 本剤には、輸液剤、埋め込み注射剤、持続性注射剤及びリポ
- 378 ソーム注射剤が含まれる.
- 379 (2) 本剤のうち溶液、懸濁液又は乳濁液の製剤を製するには、

- 380 通例, 次の方法による.
- 381 (i) 有効成分をそのまま、又は有効成分に添加剤を加えた
- 382 ものを注射用水, ほかの水性溶剤又は非水性溶剤などに溶解,
- 383 懸濁若しくは乳化して均質としたものを注射剤用の容器に充
- 384 塡して密封し,滅菌する.
- 385 (ii) 有効成分をそのまま、又は有効成分に添加剤を加えた
- 386 ものを注射用水、ほかの水性溶剤又は非水性溶剤などに溶解、
- 387 懸濁若しくは乳化して均質としたものを無菌ろ過するか、無
- 388 菌的に調製して均質としたものを注射剤用の容器に充塡して
- 389 密封する.
- 390 ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌に
- 391 至る操作は注射剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに
- 392 行う. 有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する.
- 393 用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に「注射
- 394 用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液(以下、
- 395 「溶解液など」という.)を添付することができる.
- 396 (3) 有効成分が溶液中で分解又は失活することを防ぐために、
- 397 凍結乾燥注射剤又は粉末注射剤として製することができる.
- 398 (i) 凍結乾燥注射剤
- 399 凍結乾燥注射剤は、通例、有効成分をそのまま、又は有効
- 400 成分及び賦形剤などの添加剤を注射用水に溶解し、無菌ろ過
- 401 し、注射剤用の容器に充塡した後に凍結乾燥するか、又は専
- 402 用容器で凍結乾燥した後に直接の容器に充塡して製する.
- 403 (ii) 粉末注射剤
- 404 粉末注射剤は、通例、無菌ろ過により処理した後、晶析に
- 405 より得た粉末又はその粉末に滅菌処理した添加剤を加えて注
- 406 射剤用の容器に充塡して製する.
- 407 (4) 薬液調製時若しくは投薬時の過誤,細菌汚染若しくは異
- 408 物混入の防止,又は緊急投与を目的に,充填済みシリンジ剤又
- 409 はカートリッジ剤として製することができる.
- 410 (i) 充塡済みシリンジ剤
- 411 充填済みシリンジ剤は、通例、有効成分をそのまま、又は
- 412 有効成分及び添加剤を用いて溶液、懸濁液又は乳濁液を調製
- 413 して注射筒に充塡して製する.
- 414 (ii) カートリッジ剤
- 415 カートリッジ剤は、通例、有効成分をそのまま、又は有効
- 416 成分及び添加剤を用いて溶液、懸濁液又は乳濁液を調製して
- 417 カートリッジに充塡して製する.
- 418 カートリッジ剤は、薬液が充塡されたカートリッジを専用
- 419 の注入器に入れて用いる.
- 420 (5) 本剤を製するに用いる溶剤、又は本剤に添付する溶解液
- 421 などは、本剤の使用に際して無害なものでなければならない.
- 422 また、本剤の治療効果を妨げるものであってはならない.
- 423 溶剤を分けて次の2種類とし、それぞれの条件に適合する.
- 424 (i) 水性溶剤:水性注射剤の溶剤には、注射用水を用いる.
- 425 ただし、通例、生理食塩液、リンゲル液又はそのほかの適切
- 426 な水性溶液をこれに代用することができる.
- 427 これらの水性溶剤は、皮内、皮下及び筋肉内投与のみに用
- 428 いるものを除き、別に規定するもののほか、エンドトキシン
- 429 試験法 (4.01) に適合する.
- 430 エンドトキシン試験法〈4.01〉の適用が困難な場合は、発
- 431 熱性物質試験法 (4.04) を適用できる.
- 432 (ii) 非水性溶剤:油性注射剤の溶剤には,通例,植物油を
- 433 用いる. この溶剤は、別に規定するもののほか、10℃で澄

- 434 明で、酸価0.56以下、けん化価 $185 \sim 200$ 、ヨウ素価 $79 \sim 435$ 137のもので、鉱油試験法 $\langle 1.05 \rangle$ に適合する.
- 436 親水性注射剤の溶剤には、通例、エタノールなど水に混和
- 437 する有機溶剤を用いる.
- 438 (6) 本剤には、別に規定するもののほか、着色だけを目的と
- 439 する物質を加えてはならない.
- 440 (7) 本剤で水性溶剤を用いるものは、血液又は体液と等張に
- 441 するため、塩化ナトリウム又はそのほかの添加剤を、また、
 - 42 pHを調節するため酸又はアルカリを加えることができる.
- 443 (8) 本剤で分割投与するものは、微生物の発育を阻止するに
- 444 足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 445 (9) 本剤及び添付された溶解液などは、皮内、皮下及び筋肉
- 446 内投与のみに用いるものを除き、別に規定するもののほか、エ
- 447 ンドトキシン試験法〈4.01〉に適合する. ただし, エンドトキ
- 448 シン試験法 〈4.01〉 の適用が困難な場合は、発熱性物質試験法
- 449 〈4.04〉を適用できる.
- 450 (10) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの
- 451 ほか, 無菌試験法 (4.06) に適合する.
- 152 (11) 本剤の容器は、注射剤用ガラス容器試験法〈7.01〉の規
- 453 定に適合する無色のものである. ただし, 別に規定する場合は,
- 454 注射剤用ガラス容器試験法 (7.01) の規定に適合する着色容器
- 455 又はプラスチック製医薬品容器試験法〈7.02〉の規定に適合す
- 456 るプラスチック製水性注射剤容器を用いることができる.
- 457 (12) 本剤のうち100 mL以上の注射剤用ガラス容器に用いる
- 458 ゴム栓は、別に規定するもののほか、輸液用ゴム栓試験法
- 459 〈7.03〉に適合する.
- 460 (13) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの
- 461 ほか, 注射剤の不溶性異物検査法 (6.06) に適合する.
- 462 (14) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの
- 463 ほか、注射剤の不溶性微粒子試験法 (6.07) に適合する.
- 464 (15) 本剤の薬液は、別に規定するもののほか、注射剤の採取
- 465 容量試験法 (6.05) に適合する.
- 466 (16) 本剤で用時溶解又は用時懸濁して用いるものは、別に規
- 467 定するもののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- 468 (17) 本剤で個別容器に入った懸濁性注射剤のうち、静置によ
- 469 り均一な分散系が損なわれるおそれがある製剤は、適切な製剤
- 470 均一性を有する.
- 471 (18) 通例, 懸濁性注射剤は血管内又は脊髄腔内投与に, また,
- 472 乳濁性注射剤は脊髄腔内投与に用いない.
- 473 (19) 懸濁性注射剤中の粒子の最大粒子径は,通例,150 μm
- 474 以下であり、乳濁性注射剤中の粒子の最大粒子径は、通例、7
- 475 um以下である.

- 476 (20) 本剤は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包
- 477 に、別に規定するもののほか、次の事項を記載する.
- 478 (i) 本剤で溶剤の規定のない場合は,本剤を製する溶剤に
- 479 注射用水若しくは0.9%以下の塩化ナトリウム液,又はpHを
- 480 調節するための酸若しくはアルカリを用いたときを除き、本
- 481 剤を製するに用いる溶剤の名称.
 - (ii) 本剤に溶解液などを添付するときは、溶解液などの名
- 483 称,内容量,成分及び分量又は割合.また,その外部容器又
- 484 は外部被包に溶解液などを添付していること.
- 485 (iii) 本剤に安定剤、保存剤又は賦形剤を加えたときは、そ
- 486 の名称及びその分量. ただし, 容器内の空気を二酸化炭素又
- 487 は窒素で置換したときは、その限りではない.

- 488 (21) 本剤で2 mL以下のアンプル又はこれと同等の大きさの
- 489 直接の容器若しくは直接の被包に収められたものについては、
- 490 その名称中の「注射液」,「注射用」又は「水性懸濁注射液」
- 491 の文字の記載は「注」, 「注用」又は「水懸注」の文字の記載
- 492 をもって代えることができる.
- 493 2 mLを超え10 mL以下のアンプル又はこれと同等の大きさ
- 494 のガラスそのほかこれに類する材質からなる直接の容器で、そ
- 495 の記載がその容器に直接印刷されているものに収められた本剤
- 496 についても、同様に記載を省略することができる.
- 497 (22) 本剤に用いる容器は、密封容器又は微生物の混入を防ぐ
- 498 ことのできる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響
- 499 を与える場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水
- 500 蒸気透過性の包装を施す.

501 3.1.1. 輸液剤

502 Parenteral Infusions

- 503 (1) 輸液剤は、静脈内投与する、通例、100 mL以上の注射
- 504 剤である.
- 505 (2) 主として、水分補給、電解質補正、栄養補給などの目的
- 506 で投与されるが、持続注入による治療を目的にほかの注射剤と
- 507 混合して用いることもある.

508 3.1.2. 埋め込み注射剤

509 Implants/Pellets

- 510 (1) 埋め込み注射剤は、長期にわたる有効成分の放出を目的
- 511 として、皮下、筋肉内などに埋め込み用の器具を用いて、又は
- 512 手術により適用する固形又はゲル状の注射剤である.
- 513 (2) 本剤を製するには、通例、生分解性高分子化合物を用い、
- 514 ペレット,マイクロスフェア又はゲル状の製剤とする.
- 515 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 516 〈6.02〉に適合する.
- 517 (4) 本剤は、適切な放出特性を有する.
- 518 (5) 本剤には、注射剤の不溶性異物検査法、注射剤の不溶性
- 519 微粒子試験法及び注射剤の採取容量試験法を適用しない.

520 3.1.3. 持続性注射剤

521 Prolonged Release Injections

- 522 (1) 持続性注射剤は、長期にわたる有効成分の放出を目的と
- 523 して、筋肉内などに適用する注射剤である.
- 524 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を植物油などに溶解
- 525 若しくは懸濁するか、又は生分解性高分子化合物を用いたマイ
- 526 クロスフェアの懸濁液とする.
- 527 (3) 本剤は、適切な放出特性を有する.

528 3.1.4. リポソーム注射剤

529 Liposome Injections

- 530 (1) リポソーム注射剤は、有効成分の生体内安定性向上や標
- 531 的部位への送達、放出制御などを目的として、静脈内などに適
- 532 用する注射剤である.
- 533 (2) 本剤を製するには、通例、両親媒性脂質などを用い、脂
- 534 質二分子膜からなる閉鎖微小胞が分散した水性注射剤又は凍結
- 535 乾燥注射剤とする.
- 536 (3) 本剤は、適切な放出特性を有する.
- 537 (4) 本剤は、適切な粒子径を有する.

538 4. 透析に用いる製剤

539 Preparations for Dialysis

540 4.1. 透析用剤

541 Dialysis Agents

- 542 (1) 透析用剤は、腹膜透析又は血液透析に用いる液状若しく
- 543 は用時溶解する固形の製剤である.
- 544 本剤には、腹膜透析用剤及び血液透析用剤がある.
- 545 (2) 本剤は、別に規定するもののほか、エンドトキシン試験
- 546 法 (4.01) に適合する.
- 547 (3) 本剤のうち用時溶解して用いるものは、適切な製剤均一
- 548 性を有する.

549 4.1.1. 腹膜透析用剤

50 Peritoneal Dialysis Agents

- 551 (1) 腹膜透析用剤は、腹膜透析に用いる無菌の透析用剤であ
- 552 S.
- 553 (2) 本剤を製するには,通例,有効成分に添加剤を加え,溶
- 554 剤に溶解して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加
- 555 えたものを容器に充填し、密封する. 必要に応じて滅菌する.
- 556 ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌に至
- 557 る操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う.
- 558 有効成分の濃度を%で示す場合にはw/v%を意味する. 用時溶
- 559 解する固形の製剤の場合は、「1.1.錠剤」、「1.3.顆粒剤」など
- 560 の製法に準じる.
- 561 (3) 本剤は、pH調節剤、等張化剤などの添加剤を加えるこ
- **562** とができる.
- 563 (4) 本剤を製するに用いる溶剤は、別に規定するもののほか、
- 564 注射用水とする.
- 565 (5) 本剤は、別に規定するもののほか、無菌試験法 (4.06)
- 566 に適合する.
- 567 (6) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の採取容量試
- 568 験法 (6.05) の「4.輸液剤」に適合する. ただし, 内容量の質
- 569 量(g)を密度で除して容量(mL)に換算してもよい.
- 570 (7) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性異物
- 571 検査法 (6.06) に適合する.
- 572 (8) 本剤は、別に規定するもののほか、注射剤の不溶性微粒
- 573 子試験法 (6.07) に適合する.
- 574 (9) 本剤に用いる容器は、注射剤用ガラス容器試験法
- 575 〈7.01〉に適合する無色のものである. ただし、別に規定する
- 576 場合は、注射剤用ガラス容器試験法 (7.01) に適合する着色容
- 577 器又はプラスチック製医薬品容器試験法 (7.02) に適合するプ
- 578 ラスチック製水性注射剤容器を用いることができる.
- 579 (10) 本剤の容器のゴム栓は、別に規定するもののほか、輸液
- 580 用ゴム栓試験法 (7.03) に適合する.
- 581 (11) 本剤に用いる容器は、通例、密封容器、又は必要に応じ
- 582 て、微生物の混入を防ぐことができる気密容器とする. 製剤の
- 583 品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容
- 584 器を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

585 4.1.2. 血液透析用剤

586 Hemodialysis Agents

587 (1) 血液透析用剤は、血液透析に用いる透析用剤である.

- 588 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶
- 589 剤に溶解して一定容量としたもの、又は有効成分に添加剤を加
- 590 えたものを容器に充塡する. 用時溶解する固形の製剤の場合は,
- 591 「1.1.錠剤」,「1.3.顆粒剤」などの製法に準じる.
- 592 (3) 本剤は、pH調節剤、等張化剤などの添加剤を加えるこ
- 593 とができる.
- 594 (4) 本剤を製するに用いる溶剤は、別に規定するもののほか、
- 595 注射用水又は透析に適した水とする.
- 596 (5) 本剤に用いる容器は、通例、微生物の混入を防ぐことの
- 597 できる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与え
- 598 る場合は、低水蒸気透過性の容器を用いるか、又は低水蒸気透
- 599 過性の包装を施す.

600 5. 気管支・肺に適用する製剤

601 Preparations for Inhalation

602 5.1. 吸入剤

603 Inhalations

- 604 (1) 吸入剤は、有効成分をエアゾールとして吸入し、気管支
- 605 又は肺に適用する製剤である.
- 606 本剤には、吸入粉末剤、吸入液剤及び吸入エアゾール剤があ
- 607 る.
- 608 (2) 本剤の吸入投与のために適切な器具又は装置を使用する
- 609 か、又は吸入用の器具を兼ねた容器に本剤を充塡する.

610 5.1.1. 吸入粉末剤

611 Dry Powder Inhalers

- 612 (1) 吸入粉末剤は、吸入量が一定となるように調製された、
- 613 固体粒子のエアゾールとして吸入する製剤である.
- 614 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を微細な粒子とし、
- 615 必要に応じて乳糖などの添加剤と混和して均質とする.
- 616 (3) 本剤のうち定量吸入式の製剤は、別に規定するもののほ
- 617 か、吸入剤の送達量均一性試験法 (6.14) に適合する.
- 618 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、吸入剤の空気力学的
- 619 粒度測定法 (6.15) に適合する.
- 620 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 621 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 622 は防湿性の包装を施す.

623 5.1.2. 吸入液剂

624 Inhalation Liquids and Solutions

- 625 (1) 吸入液剤は、ネブライザなどにより適用する液状の吸入
- 626 剤である.
- 627 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び適切な等
- 628 張化剤, pH調節剤などを加え, 混和して均質に溶解又は懸濁
- 629 し、必要に応じて、ろ過する.
- 630 (3) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を
- 631 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 632 (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 633 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 634 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

635 5.1.3. 吸入エアゾール剤

36 Metered-Dose Inhalers

- 637 (1) 吸入エアゾール剤は、容器に充塡した噴射剤と共に、又
- 638 はその他の方法で一定量の有効成分を噴霧する定量噴霧式吸入
- 639 剤である.
- 640 (2) 本剤を製するには,通例,次の方法による.
- 641 (i) 有効成分に溶剤及び適切な分散剤, 安定化剤などを加
 - えて,溶液又は懸濁液とし,液状の噴射剤と共に容器に充填
- 643 し、定量バルブを装着する.
- 644 (ii) 有効成分に溶剤及び適切な分散剤, 安定化剤などを加
- 645 えて、溶液又は懸濁液とし、定量噴霧が可能な容器に充塡す
- 646 る.

642

- 647 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、吸入剤の送達量均一
- 648 性試験法 (6.14) に適合する.
- 649 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、吸入剤の空気力学的
- 650 粒度測定法 (6.15) に適合する.
- 651 (5) 本剤に用いる容器は、通例、耐圧性の密封容器、又は気
- 652 密容器とする.

653 6. 目に投与する製剤

654 Preparations for Ophthalmic Application

655 6.1. 点眼剤

656 Ophthalmic Liquids and Solutions

- 657 (1) 点眼剤は、結膜嚢などの眼組織に適用する、液状、又は
- 658 用時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の無菌製剤である.
- 659 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶
- 660 剤などに溶解若しくは懸濁して一定容量としたもの、又は有効
- 661 成分に添加剤を加えたものを容器に充填する. ただし, 微生物
- 662 による汚染に十分に注意し、調製から滅菌までの操作は製剤の
- 663 組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う. 有効成分の濃
- 664 度を%で示す場合にはw/v%を意味する.
- 665 用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に「点眼
- 666 用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液(以下、
- 667 「溶解液など」という.)を添付することができる.
- 668 (3) 本剤を製するに用いる溶剤、又は本剤に添付された溶解
- 669 液などは、本剤の使用に際して無害なものでなければならない.
- 670 また、本剤の治療効果を妨げるものであってはならない.
- 671 溶剤を分けて次の2種類とする.
 - (i) 水性溶剤:水性点眼剤の溶剤には,精製水又は適切な
- 673 水性溶剤を用いる.添付する溶解液には、滅菌精製水又は滅
- 674 菌した水性溶剤を用いる.

672

- (ii) 非水性溶剤:非水性点眼剤の溶剤には,通例,植物油
- 676 を用いる.また、そのほかの適切な有機溶剤も非水性溶剤と
- 677 して用いることができる.
- 678 (4) 本剤又は本剤に添付された溶解液などには、別に規定す
- 679 るもののほか、着色だけを目的とする物質を加えてはならない。
- 680 (5) 本剤には、涙液と等張にするため塩化ナトリウム又はそ
- 681 のほかの添加剤を、また、pHを調節するため酸又はアルカリ
- 682 を加えることができる.
- 683 (6) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの
- 684 ほか,無菌試験法 (4.06) に適合する.
- 685 (7) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を

- 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる. 686
- (8) 本剤で水溶液であるもの又は本剤に添付された水性の溶 687
- 解液などは, 別に規定するもののほか, 点眼剤の不溶性異物検 688
- 査法 (6.11) に適合する. 689
- (9) 本剤及び添付された溶解液などは、別に規定するものの 690
- 691 ほか, 点眼剤の不溶性微粒子試験法 (6.08) に適合する.
- 692 (10) 懸濁性点眼剤中の粒子は,通例,最大粒子径75 µm以下
- 693 である。
- (11) 本剤に用いる容器は,通例,点眼剤の不溶性異物検査法 694
- 〈6.11〉の試験に支障をきたさない透明性のある気密容器とす 695
- 696 る. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気
- 697 透過性の容器を用いるか,又は低水蒸気透過性の包装を施す.

6. 2. 眼軟膏剤 698

699 Ophthalmic Ointments

- (1) 眼軟膏剤は、結膜嚢などの眼組織に適用する半固形の無 700
- 菌製剤である. 701
- 702 (2) 本剤を製するには、通例、ワセリンなどの基剤と有効成
- 703 分の溶液又は微細な粉末を混和して均質とし、容器に充塡する.
- 704 ただし、微生物による汚染に十分に注意し、調製から滅菌まで
- の操作は製剤の組成や貯法を考慮してできるだけ速やかに行う.
- 706 (3) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を
- 707 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 708 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、無菌試験法 (4.06)
- に適合する. ただし、別に規定するもののほか、メンブランフ 709
- ィルター法により試験を行う. 710
- (5) 本剤は、別に規定するもののほか、眼軟膏剤の金属性異 711
- 物試験法 (6.01) に適合する. 712
- (6) 本剤中の粒子の最大粒子径は,通例,75 µm以下である. 713
- (7) 本剤は、眼組織に適用する上で適切な粘性を有する. 714
- (8) 本剤に用いる容器は、通例、微生物の混入を防ぐことの 715
- できる気密容器とする. 製剤の品質に水分の蒸散が影響を与え 716
- る場合は,低水蒸気透過性の容器を用いるか,又は低水蒸気透 717
- 過性の包装を施す.

7. 耳に投与する製剤 719

Preparations for Otic Application

721 7.1. 点耳剤

Ear Preparations 722

- (1) 点耳剤は、外耳又は中耳に投与する、液状、半固形又は 723
- 用時溶解若しくは用時懸濁して用いる固形の製剤である. 724
- (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に添加剤を加え、溶 725
- 726 剤などに溶解若しくは懸濁して一定容量としたもの, 又は有効
- 成分に添加剤を加えたものを容器に充塡する. ただし, 微生物 727
- 728 による汚染に十分に注意し、操作は製剤の組成や貯法を考慮し
- てできるだけ速やかに行う. 有効成分の濃度を%で示す場合に 729
- 730 はw/v%を意味する.
- 本剤を、無菌に製する場合は、「6.1.点眼剤」の製法に準じ 731
- 732る.

- 733 用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で, その名称に「点耳
- 用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液(以下、 734
- 「溶解液など」という。)を添付することができる。 735
- (3) 本剤を製するに用いる溶剤、又は本剤に添付する溶解液 736
- 737 などを分けて次の2種類とする.
- 738 (i) 水性溶剤:水性点耳剤の溶剤及び添付する溶解液など
- 739 には、精製水又は適切な水性溶剤を用いる.
- 740 ただし、無菌に製する場合は、添付する溶解液などには、
- 滅菌精製水又は滅菌した水性溶剤を用いる. 741
- (ii) 非水性溶剤:非水性点耳剤の溶剤には,通例,植物油 742
 - を用いる. また, そのほかの適切な有機溶剤も非水性溶剤
- として用いることができる. 744

743

748

- 745 (4) 本剤又は本剤に添付する溶解液などには、別に規定する
- もののほか、着色だけを目的とする物質を加えてはならない. 746
- (5) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を 747
- 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる. (6) 本剤及び添付された溶解液などで、無菌に製する場合は 749
- 別に規定するもののほか、無菌試験法 (4.06) に適合する. 750
- 751 (7) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 752質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 753 を用いるか, 又は低水蒸気透過性の包装を施す.

鼻に適用する製剤 - 8. 754

Preparations for Nasal Application 755

8. 1. 点鼻剤

Nasal Preparations 757

- (1) 点鼻剤は、鼻腔又は鼻粘膜に投与する製剤である. 758
- 759 本剤には,点鼻粉末剤及び点鼻液剤がある.
- (2) 本剤は、必要に応じて、スプレーポンプなどの適切な噴 760
- 761 霧用の器具を用いて噴霧吸入する.
- (3) 本剤のうち、定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほ
- か,適切な噴霧量の均一性を有する. 763

764 8.1.1. 点鼻粉末剤

Nasal Dry Powder Inhalers

- (1) 点鼻粉末剤は、鼻腔に投与する微粉状の点鼻剤である. 766
- 767 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を適度に微細な粒子
- とし、必要に応じて添加剤と混和して均質とする. 768
- (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 質に湿気が影響を与える場合は, 防湿性の容器を用いるか, 又
- 771 は防湿性の包装を施す.

772 8.1.2. 点鼻液剤

773 Nasal Liquids and Solutions

- 774 (1) 点鼻液剤は、鼻腔に投与する液状、又は用時溶解若しく
- 775 は用時懸濁して用いる固形の点鼻剤である.
- 776 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤及び添加剤な
- 777 どを加え、溶解又は懸濁し、必要に応じて、ろ過する. 等張化
- 778剤、pH調節剤などを用いることができる.
- (3) 用時溶解又は用時懸濁して用いる本剤で、その名称に 779
- 780 「点鼻用」の文字を冠するものには、溶解液又は懸濁用液を添

- 781 付することができる.
- 782 (4) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を
- 783 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 784 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 785 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 786 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

787 9. 直腸に適用する製剤

788 Preparations for Rectal Application

789 9.1. 坐剤

790 Suppositories for Rectal Application

- 791 (1) 坐剤は、直腸内に適用する、体温によって溶融するか、
- 792 又は水に徐々に溶解若しくは分散することにより有効成分を放
- 793 出する一定の形状の半固形の製剤である.
- 794 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に分散剤、乳化剤な
- 795 どの添加剤を加えて混和して均質としたものを、加熱するなど
- 796 して液状化させた基剤中に溶解又は均一に分散させ、容器に一
- 797 定量充填し,固化・成形する.基剤として,通例,油脂性基剤
- 798 又は親水性基剤を用いる.
- 799 (3) 本剤は、通例、円錘形又は紡錘形である.
- 800 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 801 〈6.02〉に適合する.
- 802 (5) 本剤は、適切な放出性を有する. なお、油脂性基剤を用
- 803 いたものは、有効成分の放出性の評価に代えて溶融性の評価に
- 804 よることができる. 溶融性は、別に規定するもののほか、融点
- 805 測定法 (2.60) 第2法により測定するとき,適切な融解温度を示
- 806 す.
- 807 (6) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 808 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 809 は防湿性の包装を施す.

810 9.2. 直腸用半固形剤

811 Semi-solid Preparations for Rectal Application

- 812 (1) 直腸用半固形剤は肛門周囲又は肛門内に適用する製剤で
- 813 あり、クリーム剤、ゲル剤又は軟膏剤がある.
- 814 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を添加剤と共に精製
- 815 水及びワセリンなどの油性成分で乳化するか、又は高分子ゲル
- 816 若しくは油脂を基剤として有効成分及び添加剤と共に混和して
- 817 均質とする.
- 818 (i) 直腸用クリーム剤は、「11.5.クリーム剤」の製法に準
- 819 じる.
- 820 (ii) 直腸用ゲル剤は、「11.6.ゲル剤」の製法に準じる.
- 821 (iii) 直腸用軟膏剤は,「11.4.軟膏剤」の製法に準じる.
- 822 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- 823 (3) 本剤で多回投与容器に充塡するものは、微生物の発育を
- 824 阻止するに足りる量の適切な保存剤を加えることができる.
- 825 (4) 本剤は、直腸に適用する上で適切な粘性を有する.
- 826 (5) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 827 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 828 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

829 9.3. 注腸剤

830 Enemas for Rectal Application

- 831 (1) 注腸剤は、肛門を通して適用する液状又は粘稠なゲル状
- 832 の製剤である.
- 833 (2) 本剤を製するには、通例、精製水又は適切な水性溶剤を
- 834 用い,有効成分を溶剤などに溶解又は懸濁して一定容量とし,
- 835 容器に充填する. 分散剤, 安定化剤, pH調節剤などを用いる
- 836 ことができる.
- 837 (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 838 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 839 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

840 10. 腟に適用する製剤

841 Preparations for Vaginal Application

342 10.1. 腟錠

43 Tablets for Vaginal Use

- 844 (1) 腟錠は、腟に適用する、水に徐々に溶解又は分散するこ
- 845 とにより有効成分を放出する一定の形状の固形の製剤である.
- 846 (2) 本剤を製するには,通例,「1.1.錠剤」の製法に準じる.
- 847 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 848 〈6.02〉に適合する.
- 849 (4) 本剤は、適切な放出性を有する.
- 850 (5) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 851 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 852 は防湿性の包装を施す.

853 10.2. 腟用坐剤

854 Suppositories for Vaginal Use

- 855 (1) 腟用坐剤は、腟に適用する、体温によって溶融するか、
- 856 又は水に徐々に溶解若しくは分散することにより有効成分を放
- 857 出する一定の形状の半固形の製剤である.
- 858 (2) 本剤を製するには、「9.1.坐剤」の製法に準じる.
- 859 (3) 本剤は,通例,球形又は卵形である.
- 860 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、製剤均一性試験法
- 861 〈6.02〉に適合する.

866 す.

- 862 (5) 本剤は、適切な放出性を有する.なお、油脂性基剤を用
- 863 いたものは、有効成分の放出性の評価に代えて溶融性の評価に
- 864 よることができる. 溶融性は、別に規定するもののほか、融点
- 865 測定法 <2.60〉第2法により測定するとき、適切な融解温度を示
- 867 (6) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 868 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 869 は防湿性の包装を施す.

870 11. 皮膚などに適用する製剤

Preparations for Cutaneous Application

- 872 (1) 皮膚に適用する製剤には、皮膚を通して有効成分を全身
- 873 循環血流に送達させることを目的とした経皮吸収型製剤も含ま
- 874 れる. 経皮吸収型製剤からの有効成分の放出速度は,通例,適

- 875 切に調節される.
- 876 11.1. 外用固形剂

877 Solid Dosage Forms for Cutaneous Application

- 878 (1) 外用固形剤は、皮膚(頭皮を含む)又は爪に、塗布又は散
- 879 布する固形の製剤である.
- 880 本剤には外用散剤が含まれる.
- 881 (2) 本剤の分包品は、別に規定するもののほか、製剤均一性
- 882 試験法 (6.02) に適合する.
- 883 (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする. 製剤の品
- 884 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
- 885 は防湿性の包装を施す.
- 886 11.1.1. 外用散剤

887 Powders for Cutaneous Application

- 888 (1) 外用散剤は、粉末状の外用固形剤である.
- 889 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に賦形剤などの添加
- 890 剤を加えて混和して均質とした後、粉末状とする.

891 11.2. 外用液剂

892 Liquids and Solutions for Cutaneous Application

- 893 (1) 外用液剤は、皮膚(頭皮を含む)又は爪に塗布する液状の
- 894 製剤である.
- 895 本剤には、リニメント剤及びローション剤が含まれる.
- 896 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分に溶剤、添加剤など
- 897 を加え、溶解、乳化又は懸濁し、必要に応じて、ろ過する.
- 898 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- 899 (3) 本剤の分包品のうち経皮吸収型製剤は、別に規定するも
- 900 ののほか、製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- 901 (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 902 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 903 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.
- 904 11.2.1. リニメント剤
- 905 Liniments
- 906 (1) リニメント剤は、皮膚にすり込んで用いる液状又は泥状
- 907 の外用液剤である.
- 908 11.2.2. ローション剤
- 909 Lotions
- 910 (1) ローション剤は、有効成分を水性の液に溶解又は乳化若
- 911 しくは微細に分散させた外用液剤である.
- 912 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分、添加剤及び精製水
- 913 を用いて溶液、懸濁液又は乳濁液として全体を均質とする.
- 914 (3) 本剤は、保存中に成分を分離することがあっても、その
- 915 本質が変化していないときは、用時混和して均質とする.

916 11.3. スプレー剤

917 Sprays for Cutaneous Application

- 918 (1) スプレー剤は,有効成分を霧状,粉末状,泡沫状,又は
- 919 ペースト状などとして皮膚に噴霧する製剤である.

- 920 本剤には、外用エアゾール剤及びポンプスプレー剤がある.
- 921 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分の溶液又は懸濁液を
- 922 調製し、必要に応じて、ろ過した後、容器に充塡する.
- 923 (3) 本剤のうち、定量噴霧式製剤は、別に規定するもののほ
- 924 か、適切な噴霧量の均一性を有する.
- 925 11.3.1. 外用エアゾール剤

Aerosols for Cutaneous Application

- 927 (1) 外用エアゾール剤は、容器に充塡した液化ガス又は圧縮
- 928 ガスと共に有効成分を噴霧するスプレー剤である.
- 929 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分の溶液又は懸濁液を
- 930 調製し、液状の噴射剤と共に耐圧性の容器に充塡し、連続噴射
- 931 バルブを装着する. 必要に応じて、分散剤、安定化剤などを用
- 932 いる.
- 933 (3) 本剤に用いる容器は、通例、耐圧性の密封容器とする.

934 11.3.2. ポンプスプレー剤

Pump Sprays for Cutaneous Application

- 936 (1) ポンプスプレー剤は、ポンプにより容器内の有効成分を
- 937 噴霧するスプレー剤である.
- 938 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分及び添加剤を溶解又
- 939 は懸濁し、充塡後の容器にポンプを装着する.
- 940 (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 941 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 942 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

943 11.4. 軟膏剤

944 Ointments

- 945 (1) 軟膏剤は、皮膚に塗布する、有効成分を基剤に溶解又は
- 946 分散させた半固形の製剤である.
- 947 本剤には、油脂性軟膏剤及び水溶性軟膏剤がある.
- 948 (2) 油脂性軟膏剤を製するには、通例、油脂類、ろう類、パ
- 949 ラフィンなどの炭化水素類などの油脂性基剤を加温して融解し、
- 950 有効成分を加え、混和して溶解又は分散させ、全体が均質にな
- 951 るまで混ぜて練り合わせる.
- 952 水溶性軟膏剤を製するには、通例、マクロゴールなどの水溶
- 953 性基剤を加温して融解し、有効成分を加え、全体が均質になる
- 954 まで混ぜて練り合わせる.
- 955 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- 956 (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- 957 (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 958 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 959 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

960 11.5. クリーム剤

961 Creams

966

- 962 (1) クリーム剤は、皮膚に塗布する、水中油型又は油中水型
- 963 に乳化した半固形の製剤である.油中水型に乳化した親油性の
- 964 製剤については油性クリーム剤と称することができる.
- 965 (2) 本剤を製するには、通例、ワセリン、高級アルコールな
- 967 に、精製水をそのまま、又は乳化剤などの添加剤を加えて水相

どをそのまま、又は乳化剤などの添加剤を加えて油相とし、別

11/11 [3] 製剤各条 (30-0003-0)

- とし、そのいずれかの相に有効成分を加えて、それぞれ加温し、1017 きた放出体に封入し成形して製することができる.
- 970 する.
- 971 本剤のうち、変質しやすいものは、用時調製する.
- 972 (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- 973 (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品
- 974 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 975 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す、

976 11.6. ゲル剤

977 Gels

- 978 (1) ゲル剤は、皮膚に塗布するゲル状の製剤である.
- 979 本剤には、水性ゲル剤及び油性ゲル剤がある.
- (2) 本剤を製するには、通例、次の方法による. 980
- (i) 水性ゲル剤は、有効成分に高分子化合物、そのほかの 1031 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す。 981
- 982 添加剤及び精製水を加えて溶解又は懸濁させ、加温及び冷却、
- 又はゲル化剤を加えることにより架橋させる. 983
- 984 (ii) 油性ゲル剤は、有効成分にグリコール類、高級アルコ
- ールなどの液状の油性基剤及びそのほかの添加剤を加えて混 985
- 986 和する.
- 987 (3) 本剤は、皮膚に適用する上で適切な粘性を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする. 製剤の品 988
- 989 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器
- 990 を用いるか、又は低水蒸気透過性の包装を施す.

991 11.7. 貼付剤

992 Patches

- 993 (1) 貼付剤は、皮膚に貼付する製剤である.
- 本剤には、テープ剤及びパップ剤がある. 994
- 995 (2) 本剤を製するには、通例、高分子化合物又はこれらの混
- 996 合物を基剤とし、有効成分を基剤と混和し均質として、支持体
- 997 又はライナー(剝離体)に展延して成形する. また, 放出調節膜
- 998 を用いた経皮吸収型製剤とすることができる.必要に応じて、
- 999 粘着剤,吸収促進剤などを用いる.
- 1000 (3) 本剤のうち、経皮吸収型製剤は、別に規定するもののほ
- 1001 か, 製剤均一性試験法 (6.02) に適合する.
- 1002 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、粘着力試験法
- 〈6.12〉に適合する. 1003
- 1004 (5) 本剤は、別に規定するもののほか、皮膚に適用する製剤
- 1005 の放出試験法 (6.13) に適合する.

1006 11.7.1. テープ剤

1007 Tapes

- 1008 (1) テープ剤は、ほとんど水を含まない基剤を用いる貼付剤
- 1009 である.
- 本剤には、プラスター剤及び硬膏剤を含む. 1010
- 1011 (2) 本剤を製するには、通例、樹脂、プラスチック、ゴムな
- 1012 どの非水溶性の天然又は合成高分子化合物を基剤とし、有効成
- 1013 分をそのまま、又は有効成分に添加剤を加え、全体を均質とし、
- 1014 布に展延又はプラスチック製フィルムなどに展延若しくは封入
- 1015 して成形する. また, 有効成分と基剤又はそのほかの添加剤か
- 1016 らなる混合物を放出調節膜,支持体及びライナー(剝離体)でで

- 969 油相及び水相を合わせて全体が均質になるまでかき混ぜて乳化 1018 (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器とする、製剤の品
 - 1019 質に湿気が影響を与える場合は、防湿性の容器を用いるか、又
 - 1020 は防湿性の包装を施す.

1021 11.7.2. パップ剤

1022 Cataplasms/Gel Patches

- 1023 (1) パップ剤は、水を含む基剤を用いる貼付剤である.
- 1024 (2) 本剤を製するには、通例、有効成分を精製水、グリセリ
- 1025 ンなどの液状の物質と混和し、全体を均質にするか、水溶性高
- 1026 分子, 吸水性高分子などの天然又は合成高分子化合物を精製水
- 1027 と混ぜて練り合わせ、有効成分を加え、全体を均質にし、布な
- 1028 どに展延して成形する.
- 1029 (3) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする、製剤の品
- 1030 質に水分の蒸散が影響を与える場合は、低水蒸気透過性の容器

1 [4] 生薬関連製剤各条

2 生薬関連製剤

3 Preparations Related to Crude Drugs

- 4 (1) 生薬関連製剤は、主として生薬を原料とする製剤であり、
- 5 エキス剤、丸剤、酒精剤、浸剤・煎剤、茶剤、チンキ剤、芳香
- 6 水剤及び流エキス剤を含む.
- 7 生薬関連製剤各条は、剤形の定義、製法、試験法、容器、包
- 8 装及び貯法を示すものである.
- 9 (2) 生薬関連製剤各条における試験法及び容器,包装に関す
- 10 る記述は基本的な要求事項であり、また、製法は一般的な製法
- 11 を示したものである.

12 1. エキス剤

13 Extracts

- 14 (1) エキス剤は、生薬の浸出液を濃縮して製したもので、通
- 15 例, 次の2種類がある.
- 16 (i) 軟エキス剤
- 17 (ii) 乾燥エキス剤
- 18 (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、次
- 19 の方法による.
- 20 (i) 適切な大きさとした生薬に適切な浸出剤を加え,一定
- 21 時間冷浸, 温浸又は「6.チンキ剤」の(2)(ii)パーコレーショ
- 22 ン法に準じて浸出し、浸出液をろ過し、適切な方法で濃縮又
- 23 は乾燥する. 軟エキス剤は水あめ様の稠度とし、乾燥エキス
- 24 剤は砕くことができる固塊、粒状又は粉末とする.
- 25 成分含量の規定があるものは、その一部をとり、定量し、
- 26 必要に応じて適切な賦形剤を加えて、規定の含量に調節する.
- 27 (ii) 適切な大きさとした生薬を処方に従って一定量ずつ量
- 28 り、全量に水10~20倍量を加え、一定時間加熱し、遠心分
- 29 離などにより固液分離する. 得られた浸出液を適切な方法で
- 30 濃縮又は乾燥し、軟エキス剤は水あめ様の稠度とし、乾燥エ
- 31 キス剤は砕くことができる固塊、粒状又は粉末とする.
- 32 (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- 33 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、次に示すエキス剤に
- 34 おける重金属試験法の検液及び比較液の調製を行った後、重金
- 35 属試験法 (1.07) に適合する.
- 36 なお、検液及び比較液の調製法は次による.
- 37 本剤0.30 gを強熱して灰化し、希塩酸3 mLを加えて加温し
- 38 た後, ろ過し, 残留物を水5 mLずつで2回洗い, ろ液及び洗液
- 39 を合わせ、フェノールフタレイン試液を1滴加えた後、アンモ
- 40 ニア試液を液が微赤色となるまで滴加し、必要に応じてろ過し、
- 41 希酢酸2 mL及び水を加えて50 mLとし、検液とする.
- 42 比較液は希塩酸3 mLを量り,以下検液の調製法と同様に操
- 43 作し, 鉛標準液3.0 mL及び水を加えて50 mLとする.
- 44 (5) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

45 2. 丸剤

46 Pills

47 (1) 丸剤は、経口投与する球状の製剤である.

- 48 (2) 本剤を製するには,通例,有効成分に賦形剤,結合剤,
- 49 崩壊剤又はそのほか適切な添加剤を加えて混和して均質とした
- 50 後,適切な方法で球状に成形する.また,適切な方法により,
- 51 コーティングを施すことができる.
- 52 (3) 本剤は、別に規定するもののほか、崩壊試験法 (6.09)
- 53 に適合する.
- 54 (4) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器又は気密容器とす
- 55 る.

56 3. 酒精剤

57 Spirits

- 58 (1) 酒精剤は、通例、揮発性の有効成分をエタノール又はエ
- 59 タノールと水の混液に溶解して製した液状の製剤である.
- 60 (2) 本剤は、火気を避けて保存する.
- 61 (3) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.

62 4. 浸剤・煎剤

63 Infusions and Decoctions

- 64 (1) 浸剤及び煎剤は、いずれも生薬を、通例、常水で浸出し
- 65 て製した液状の製剤である.
- 66 (2) 本剤を製するには、通例、生薬を次の大きさとし、その
- 67 適量を、浸煎剤器に入れる.

 葉, 花, 全草
 粗切

 材, 茎, 皮, 根, 根茎
 中切

 種子, 果実
 細切

- 68 (i) 浸剤:通例,生薬50 gに常水50 mLを加え,約15分間
 - 潤した後, 熱した常水900 mLを注ぎ, 数回かき混ぜながら
- 70 5分間加熱し、冷後、布ごしする.
- 71 (ii) 煎剤:通例,一日量の生薬に常水400 ~ 600 mLを加
 - え,30分以上かけて半量を目安として煎じ,温時,布ごしする.
- 73 する.74 本剤は、用時調製する.
- 75 (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- 76 (4) 本剤に用いる容器は、通例、気密容器とする.

77 5. 茶剤

78 Teabags

- 79 (1) 茶剤は、通例、生薬を粗末から粗切の大きさとし、一日
- 80 量又は一回量を紙又は布の袋に充塡した製剤である.
- 81 (2) 本剤は,通例,「4.浸剤・煎剤」の製法に準じ用いられ
- 82 3.

69

72

- 83 (3) 本剤に用いる容器は、通例、密閉容器又は気密容器とす
- 84 3.

85 6. チンキ剤

86 Tinctures

- 87 (1) チンキ剤は、通例、生薬をエタノール又はエタノールと
- 88 精製水の混液で浸出して製した液状の製剤である.
- 89 (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、生
- 0 薬を粗末又は細切とし、次の浸出法又はパーコレーション法に

- よる. 91
- (i) 浸出法:生薬を適切な容器に入れ,全量又は全量の約 92
- 3/4に相当する量の浸出剤を加え、密閉して時々かき混ぜ 93
- ながら約5日間又は可溶性成分が十分に溶けるまで室温で放 94
- 置した後,遠心分離などにより固液分離する.全量の約 95
- 96 3/4に相当する量の浸出剤を加えた場合には、更に、残留
- 97 物に適量の浸出剤を加えて洗い,必要に応じて圧搾し,浸出
- 98 液及び洗液を合わせて全量とする、また、全量の浸出剤を加
- えた場合には, 必要に応じて減量分の浸出剤を加え全量とす 99
- ることができる.約2日間放置した後、上澄液をとるか、又
- 100
- 101 はろ過して澄明な液とする.
- (ii) パーコレーション法:生薬にあらかじめ浸出剤を少量 102
- 103 ずつ加え、よく混和して潤し、密閉して室温で約2時間放置
- する. これを適切な浸出器になるべく密に詰め、浸出器の下 104
- 口を開いた後、生薬が覆われるまで徐々に上方から浸出剤を 105
- 加え, 浸出液が滴下し始めたとき, 下口を閉じて密閉し, 室 106
- 温で2 ~ 3日間放置した後, 毎分1 ~ 3 mLの速度で浸出液 107
- を流出させる. さらに、浸出器に適量の浸出剤を加えて流出 108
- 109 を続け全量とし、よく混和し、約2日間放置した後、上澄液
- をとるか、又はろ過して澄明な液とする. この操作中放置時 110
- 間及び流出速度は生薬の種類と量とによって適切に変更する 111
- 112 ことができる.
- ただし、前記いずれかの方法によって得た製剤で、成分含 113
- 114 量及びエタノールの含量の規定があるものは、浸出液の一部
- をとり、含量を測定し、結果に従い浸出剤などを加えて規定 115
- の含量に調節する. 116
- 117 (3) 本剤は, 火気を避けて保存する.
- (4) 本剤に用いる容器は、気密容器とする. 118

119 7. 芳香水剤

Aromatic Waters 120

- (1) 芳香水剤は、精油又は揮発性物質を飽和させた、澄明な 121
- 液状の製剤である. 122
- (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、精 123
- 124 油2 mL又は揮発性物質2 gに微温の精製水1000 mLを加えて15
- 125 分間よく振り混ぜた後、12時間以上放置する.次に潤したろ
- 126 紙を用いてろ過し、精製水を加え、混和して1000 mLとする
- 127 か、又は精油2 mL若しくは揮発性物質2 gをタルク、精製ケイ
- ソウ土若しくはパルプ状としたろ紙の適量とよく混和し, 精製
- 129 水1000 mLを加え, 10分間よくかき混ぜた後, ろ過する. ろ
- 130 液が澄明でないときはろ過を繰り返し、ろ紙を通した精製水を
- 131 加え, 1000 mLとする.
- 132 (3) 本剤は、これを製するに用いた精油又は揮発性物質の臭
- 133 味を有する.
- (4) 本剤に用いる容器は、気密容器とする. 134

8. 流エキス剤 135

Fluidextracts 136

- (1) 流エキス剤は、生薬の浸出液で、その1 mL中に生薬1 g 137
- 138 中の可溶性成分を含むように製した液状の製剤である。ただし、
- 成分含量に規定のあるものはその規定を優先する. 139
- 140 (2) 本剤を製するには、別に規定するもののほか、通例、生

- 141 薬を粗末又は細切とし、次の浸出法又はパーコレーション法に 142 よる.
- (i) 浸出法:生薬の一定量をとり適切な容器に入れ、生薬 143
- が覆われるまで浸出剤を加え、密閉して時々かき混ぜながら 144
- 約5日間又は可溶性成分が十分に溶けるまで室温で放置した 145
- 146 後,遠心分離などにより固液分離する.通例,浸出液のうち
- 147 生薬の質量の約3/4に相当する量を第1浸出液として別に保
- 148 存し、更に、残留物に適量の浸出剤を加えて洗い、洗液を第
 - 1浸出液の残りと合わせ、必要に応じて濃縮し、第1浸出液
- に合わせたものをA液とし、必要に応じて浸出剤を加え、生 150
- 151 薬の質量と等倍量とする.約2日間放置した後,上澄液をと
- 152 るか,又はろ過して澄明な液とする.
- (ii) パーコレーション法: 生薬1000 gをとり, 第1浸出剤 153
- 154 を加え、よく混和して潤し、容器を密閉して室温で約2時間
- 放置する. これを適切な浸出器になるべく密に詰め、浸出器 155
- の下口を開いた後、生薬が覆われるまで徐々に上方から第2 156
- 浸出剤を加え,浸出液が滴下し始めたとき,下口を閉じて密 157
- 閉し、室温で $2 \sim 3$ 日間放置した後、毎分 $0.5 \sim 1.0 \text{ mL}$ の速 158
- 159 度で浸出液を流出させる. 最初に得た850 mLを第1浸出液
- として別に保存し、更に浸出器に第2浸出剤を追加して流出 160
- 161 を続け、第2浸出液とする.

含量に調節する.

162

163

165

166

172

- ただし、放置時間及び流出速度は、生薬の種類と量によっ て適切に変更することができる. 流出速度は生薬の使用量に
- 164 より, 通例, 次のように調節する.

| 生薬の質量 | 1分間の流出量 |
|-----------|-----------------------------------|
| 1000 g以下 | $0.5\sim 1.0~\mathrm{mL}$ |
| 3000 g以下 | $1.0 \sim 2.0 \ \text{mL}$ |
| 10000 g以下 | $2.0 \sim 4.0 \text{mL}_{\odot}$ |

- 次に第2浸出液をなるべく生薬の揮発成分を失わないよう に注意しながら濃縮して,第1浸出液に合わせたものをA液
- 167 とし、第2浸出剤を加えて1000 mLとし、約2日間放置した 後,上澄液をとるか,又はろ過して澄明な液とする. 168
- ただし, 前記のいずれかの方法によって得た製剤で, 成分 169
- 170 含量又はエタノールの含量の規定があるものはA液の一部を 171 とり、含量を測定し、結果に従い浸出剤などを加えて規定の
- 173 (3) 本剤は、これを製するに用いた生薬の臭味がある.
- 174 (4) 本剤は、別に規定するもののほか、次に示す流エキス剤
- 175 における重金属試験法の検液及び比較液の調製を行った後,重 176 金属試験法 (1.07) に適合する.
- 177 なお、検液及び比較液の調製法は次による.
- 178 本剤1.0 gを強熱して灰化し、希塩酸3 mLを加えて加温した
- 179 後, ろ過し, 残留物を水5 mLずつで2回洗い, ろ液及び洗液を
- 180 合わせ、フェノールフタレイン試液を1滴加えた後、アンモニ
- ア試液を液が微赤色となるまで滴加し,必要に応じてろ過し, 181
- 希酢酸2 mL及び水を加えて50 mLとし、検液とする. 182

184 操作し、鉛標準液3.0 mL及び水を加えて50 mLとする.

- 183 比較液は希塩酸3 mLを量り,以下,検液の調製法と同様に
- 185 (5) 本剤に用いる容器は、気密容器とする.